

# 介護医療院のご案内

【重要事項説明書】

社会医療法人黎明会 美里リハビリテーション病院介護医療院

令和 7年 6月 1日

様（以下、「利用者様」といいます。

## 重要事項説明書

—介護医療院「Ⅱ型療養床」—

社会医療法人黎明会の介護保険施設「美里リハビリテーション病院介護医療院（Ⅱ型療養床）」（以下、「施設」といいます。）は、介護療養を必要とする要介護者が、介護や医療や看護を受ける施設です。

ケアプランにもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、リハビリテーションなどの必要な介護・医療を行います。

### 1. 運営の方針

- (1) 施設の職員は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な介護・医療を行います。
- (2) 実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 当施設においてリハビリ訓練等の実施により、ある程度の改善が見られた場合には、退所に向けた支援の相談をさせて頂くことがあります。

### 2. 事業者

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名   | 社会医療法人黎明会     |
| (2) 法人所在地 | 宇城市松橋町久具691番地 |
| (3) 法人代表者 | 理事長 江上 寛      |
| (4) 設立年月日 | 昭和49年7月1日     |

### 3. 事業者の概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類  | 介護保険施設「介護医療院（Ⅱ型療養床）」<br>平成30年10月1日<br>介護保険事業所番号43B2300015 |
| (2) 事業所の名称  | 社会医療法人黎明会<br>美里リハビリテーション病院介護医療院                           |
| (3) 事業所の所在地 | 熊本県下益城郡美里町洞岳1308番地  |
| (4) 電話番号    | 0964-48-0211  |
| FAX番号       | 0964-48-0811  |

- (5) 事業所管理者 竹田 晴生  
(6) 開設年月日 平成30年10月1日  
(7) 入所定員 58人

#### 4. 職員配置状況

職員配置については指定基準を遵守しています。

施設長	1人(院長)
医師	2人(非常勤)1人・(兼務)1人
介護支援専門員	2人(常勤)1人・(非常勤・兼務)1人
看護職員	15人(常勤)8人(非常勤)7人
介護職員	16人(常勤)14人(兼務)1人(非常勤)1人 (うち介護福祉士 12人)
薬剤師	1人
放射線技師	1人(兼務)
臨床検査技師	1人(兼務)
管理栄養士	1人(兼務)
理学療法士	4人(常勤)
作業療法士	2人(常勤)
言語聴覚療法士	2人(常勤)
医療事務員	1人(常勤・兼務)

#### 5. 相談・要望・苦情の窓口

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は下記の担当者までお申し出てください。

○美里リハビリテーション病院介護医療院：0964-48-0211

- ・看護師長：米村 誓子
- ・介護支援専門員：金井 ひとみ
- ・介護支援専門員：坂口 直子

○また、公的機関の相談・要望・苦情等の窓口は次のとおりです。

- ・熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口  
〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号  
TEL：096-214-1101 FAX：096-214-1105

○なお、担当者が要望・苦情等を受理した後は、院内の業務運営会議等に諮り対応策を協議の上、早急に回答することといたしております。

## 6. サービスの概要

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護高齢者のための生活の場となる介護保険施設です。介護のほか、医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

## 7. サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案 個々の入所者様にあったケアプランを作成します。
- (2) 居室 基本的には定員4人と3人部屋です。
- (3) 食事 管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者の病態・身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。また、自立支援のため離床して食堂にて食事のサービスを提供することを原則としています。  
(食事時間) 朝食 8:00 から・昼食 12:00 から  
夕食 18:00 から  
※経管栄養の方、チューブ代等 1,200 円 (税込み) 購入となります。
- (4) 口腔ケア 常に口腔内を清潔に保つように口腔ケアを行います。
- (5) 入浴 週に最低2回の入浴体制です。但し、身体の病態に応じ、清拭となる場合があります。
- (6) 排泄 各利用者の排泄サイクルに合わせた誘導及び排泄介助を行います。
- (7) 機能訓練 各利用者の心身などの病態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または減退を防止するための生活リハビリに着目した訓練を行います。
- (8) レクリエーション 療養生活を豊かにするため、行事や催しものを行います。
- (9) 健康管理 担当医、看護師の指示のもとに、利用者の療養、看護、介護などを行います。
- (10) 行政手続き代行 介護認定、更新時等手続きを代行します。
- (11) 介護衣レンタル 衣類 タオル類を日額定額制のレンタルでご利用いただけます。
- (12) 理容 1回/月程度理容師による理髪が受けられます。  
料金は1,000円~2,000円です。(希望者のみ)
- (13) 洗濯衣類 当施設では利用者様の洗濯物の依頼をお受けしております。但し、洗濯は業者が行います。料金は440円/1Kg (税込み) です。但し、5,500円/1ヶ月が上限となります。お申込み等、詳細はお尋ねください。
- (14) 電気器具利用料 1日各110円 (税込み) (電気アンカ・ラジオ・電気ポット等々) 尚、使用にあたっては防災上から

許可が必要となります。

- (15) テレビの利用 施設より1日110円(税込み)にて貸し出しを行います。イヤホン1個130円(税込み・売店にて販売中) テレビはすべてイヤホン使用となります。
- (16) その他 生活リズムを考え、清潔で快適な生活を送ることができるよう自立への支援を行います。
- |      |    |      |     |        |
|------|----|------|-----|--------|
| 付添寝具 | 1日 | 220円 |     |        |
| 付添食  | 朝  | 400円 | 昼・夕 | 各 650円 |

## 8. 身体的拘束の方針

身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為は行いません。

但し、利用者様又はその他の利用者様等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、利用者様又はご家族の同意を得たうえで、別途定める「身体行動制限の手順」に従って、利用者様の行動を制限することもあります。

## 9. 対象となる方

- (1) 要介護1～5の認定を受けた方で、介護医療院での療養が必要と判断した方です
- (2) 中・長期にわたりの医療、看護・介護が必要と認められる方
- (3) ご本人・ご家族が急性期治療を望まれておらず、当施設で可能な範囲の治療へ同意頂ける方

※ただし、上記各項目に該当している場合でも以下の場合に入所をお受けできないことがあります。

- ・認知症の症状等により、計画した施設サービス計画書に基づくサービスの提供が実施困難と考えられる場合
- ・離院の可能性や高度の抑制が考えられる場合

## 10. 対象とならない方

- (1) 要支援の認定の方
- (2) 当施設で対応困難な急性期治療を希望される方

## 11. サービス利用料その他の費用の額

要介護度により利用料が異なります。また、利用するサービスなどによりサービス費用への加算や実費負担が生じます。

施設の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料は介護保険負担割合分の金額とします。

次項の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と介護保険給付額外の

自己負担金の合計金額となります。また、利用料は介護保険報酬改定で変更になる場合があります。

#### 1 2. 料金の支払方法

毎月、11日に前月分の請求書を発行いたします。請求書は受付でお尋ね頂き、会計窓口でお支払いください。領収書を発行します。

#### 1 3. 療養について

担当医、看護師、看護補助者などの医療従事者が利用者様の療養の効果があがるように、利用者様の病態に照らして適切な介護・医療、看護を行います。しかしながら、原則として外科的手術などの急性期的治療や、利用者様の尊厳を無視するような延命のみの処置や濃厚な治療はできません。急性期的治療が必要となった場合、その適応があれば急性期病床（一般病棟）への入院、あるいは急性期病院への入院となります。その際必要時、情報提供書の同意書（別紙様式-3）を頂くことがあります。

#### 1 4. 療養の目的

ケアプラン、療養計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、リハビリテーション、必要な医療を行い日常生活における自立度の向上を目指します。

#### 1 5. ご意見箱

利用者様あるいはその家族からの、ご要望、ご指摘、ご助言などありましたら介護医療院に設置しているご意見箱をご利用下さい。

#### 1 6. 利用者様急変時又は事故発生時の対応

緊急な連絡が必要となった場合、同意書にご記載いただいております連絡先へ連絡します。安全対策には充分配慮しておりますが、万一事故が発生した場合は、当院の事故対策マニュアルに従い適切な対応をし、ご家族にも速やかにご連絡致します。

なお、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって損害賠償を行います。

#### 1 7. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画書及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(1) 防火管理者および火元責任者は美里リハビリテーション病院介護医療院防火管理業務組織図によります。

- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用の設備点検は保守業者に依頼します。点検の際は防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保守するよう努めます。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
  - ①防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）：年1回以上
  - ②利用者を含めた総合訓練：年1回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法の徹底：随時
- (7) その他の災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

#### 18. 利用契約の終了

- (1) 要介護の認定更新において、利用者様が自立若しくは要支援と認定された場合。
- (2) 正当な理由なく利用料金その他自己の支払うべき費用を2ヶ月分延滞した場合。
- (3) 伝染性疾患により他の利用者様の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者様に退去の必要がある場合。
- (4) 利用者様が病院等に入院し、短期間での退院の見込みが立たず長期の入院が明らかになった場合。
- (5) 利用者様の行動が他の利用者様の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者様に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合。
- (6) その他本説明書の定めに重大な違反をし、改善の見込みがない場合。
- (7) 医師が退所を許可した場合。

#### 19. 秘密保持

職員は、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密は保持します。退職後においても同様とします。

#### 20. 連帯保証人

令和2年4月以降よりの介護医療院サービス契約書に際しては、民法改正により、連帯保証人は利用者と連携して本契約から生じ利用者の債務については、極度額80万円が限度となります。

(3ヶ月以上滞納した場合)

## 2 1. 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、介護医療院の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

## 重要事項説明の説明同意書

令和 年 月 日

美里リハビリテーション病院介護医療院に入所するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を受け、これらの内容に関して十分理解した上で同意します。

令和 年 月 日

利用者様氏名 \_\_\_\_\_ 様

代理人氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_

家族代表氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_

### 重要事項の説明者

熊本県下益城郡美里町洞岳1308番地  
社会医療法人黎明会  
美里リハビリテーション病院介護医療院

介護支援専門員 \_\_\_\_\_